

# 使用料を改定します

☎ 上下水道課 ☎ 7 2 1 - 5 5 5 5

特集

## 使用料改定の必要性

汚水処理費の不足分を公費で補っている状況は、町の行政サービスに影響をおよぼすだけでなく、下水道未整備地区の方々との公平性を欠くこととなります。

また、整備開始以来35年が経過しており、今後は計画的な下水道施設の更新や耐震化を進めていく必要があります。

## 汚水処理費用の95%を目標とします

公費の負担を減らし、安定した下水道事業の経営を図るため、下水道事業審議会へ適正な使用料の設定について諮問を行い、答申に基づき平成29年12月議会を経て、4月1日から下水道使用料の改定を行うことになりました。

下水道事業では、人員削減や経費節減に努めてきましたが、今後も経営の安定化・健全化に向けた取組に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

### 下水道使用料算定表（2か月につき）

種 類	排除汚水量 (水道使用量等)	金額(消費税込み)			
		改定前	改定後	増加額	
一般用汚水	基本料金	20m <sup>3</sup> まで	1,512円	1,728円	216.0円
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	118.8円	149.0円	30.2円
		40m <sup>3</sup> を超え60m <sup>3</sup> まで	129.6円	162.0円	32.4円
		60m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	140.4円	176.0円	35.6円
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	151.2円	189.0円	37.8円
		200m <sup>3</sup> を超え600m <sup>3</sup> まで	162.0円	203.0円	41.0円
		600m <sup>3</sup> を超え2,000m <sup>3</sup> まで	172.8円	216.0円	43.2円
		2,000m <sup>3</sup> を超える分		230.0円	57.2円

### 改定前と改定後の比較（2か月につき）

種 類	排除汚水量 (水道使用量等)	金額 (消費税込み)		
		改定前	改定後	増加額
一般用汚水	20m <sup>3</sup> を使用した場合	1,512円	1,728円	216円
	30m <sup>3</sup> を使用した場合	2,700円	3,218円	518円
	40m <sup>3</sup> を使用した場合	3,888円	4,708円	820円
	50m <sup>3</sup> を使用した場合	5,184円	6,328円	1,144円
	100m <sup>3</sup> を使用した場合	12,096円	14,990円	2,894円

## 新料金は6月分の請求から

下水道使用料は、2か月に1回検針する排除汚水量（水道使用量）をもとに請求しています。新料金については、6月分の請求からとなります。そのため、5月分の請求までは、旧料金での請求となります。

まちのタイムライン

ちよっと気になるまちの人

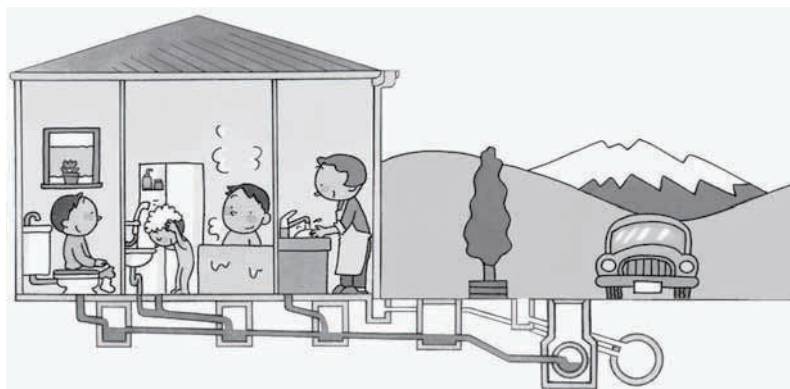
子育て・健康・相談

まちからのお知らせ

まちの話題

# 4月1日から下水道

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全など、私たちの快適な日常生活や社会経済活動を支える、欠かすことのできない都市基盤設備です。

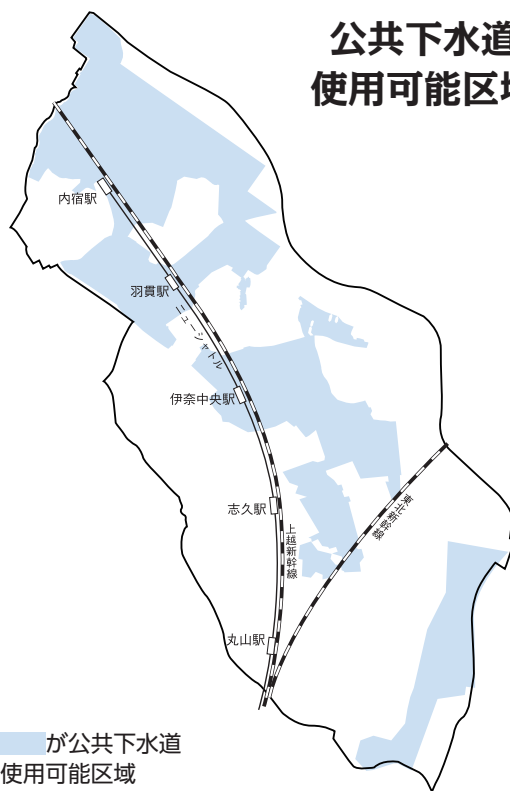


## 町の下水道事業について

伊奈町の下水道事業は、県が昭和48年より着手した中川流域下水道事業として、昭和58年9月から事業に着手し、平成3年4月に栄地区の一部から供用開始がなされました。その後、事業の推進、整備区域の拡大に努め、平成28年度末には下水道管渠の総延長は約165km、下水道普及率は74.2%となりました。

現在、平成32年度末までに、下水道事業認可区域の整備完了に向け事業を推進しています。

## 公共下水道使用可能区域



## 下水道事業の経営状況



下水道事業は、原則として使用者のみなさんから納めていただいた下水道使用料により、汚水処理費を賄うこととされています。平成28年度の使用料収入は、約3億7,300万円でしたが、汚水処理費は約4億8,100万円と、約77.6%にとどまっており、不足分を公費（税金）で補っている状況です。